

令和5年5月2日

保護者の皆様

平取町立平取小学校
校長 木 田 理 博

5月8日以降の学校教育活動における対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、令和5年4月28日付けで、北海道教育庁学校教育健康・体育科より、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知が発出されました。この通知を受けまして、5月8日からは学校での対応を以下の通りといたしますのでご確認ください。

保護者の皆様におかれましては、このたびの対応につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。また、ご家庭においても、お子様自身が自分の体調に合わせてマスクの脱着の判断ができるよう、マスクの着用の場面について、お子様と話す機会を設けていただきますよう併せてお願いいたします。

今後も児童の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、ご家庭とも連携しながら適切に指導を行っていきます。

何か心配なことや不明な点がございましたら、いつでも学校（2-2425 教頭）までご連絡ください。

記

1 基本的な対応	・これまで通り、以下の基本的な感染症対策は継続します。 ○各ご家庭における健康状態の把握 ○給食時の距離の確保 ○手洗い等の手指衛生と席エチケットと励行 ○換気の実施
2 マスクについて	・マスクの着用は求めないことを基本とします。 ・マスクの着脱を強制することはありません。 ・ただし、給食配膳時、給食当番はマスクの着用を継続しますので、お子さんにはマスクを持たせていただきますよう、ご協力お願いいたします。
3 学習活動	・通常の学習活動に取り組んでいきます。 ・大きな声で話す活動については十分な換気を行います。
4 給食時間	・給食時間も換気を行います。 ・給食当番は給食配膳時のみ、マスクを着用することとします（マスクは各自でご用意願います）。 ・配膳（給食を受け取る）の際は、料理のそばでは飛沫を飛ばさないよう極力会話を控えます。 ・食事中の机配置については、現行通り全員前向きのままで、向かい合わせたり、班体制にしたりはしません。 ・給食時間は大声での会話を控えます。その上で「黙食」は不要とし、小声での会話については許容します。

5 各行事について	・人数制限の必要はなくなります。 ・実施方法等については、随時学校の方で検討していきます。
6 出席停止措置の 取扱いについて 【文部科学省通知の3】	・新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお子さんに対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。 ・出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。
7 濃厚接触者の 取扱いについて 【文部科学省通知の4の(2)】	・5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行いません。このため、次の場合であっても、感染が確認されていないお子さんについては、直ちに出席停止の対象とはしません。 ○同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童 ○学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童
8 出欠の取扱いについて 【文部科学省通知の4の(3)】	・次の場合については、保護者の方と相談の上、「出席停止」とし、欠席とはしないこともあります。 ○保護者から感染が不安で休ませたいと相談があったお子さんについて、同居家族に基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。 ○医療的ケアを必要とするお子さん及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高いお子さんについて、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合。
9 風邪症状が見られる場合について 【文部科学省通知の4の(4)】	・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で療養することが重要ですので、これまで同様、無理をして登校させる必要はありません。この場合、「病休」となります。 ・ただし、症状が軽微である場合は、登校を一律に制限することはありませんので、ご家庭での判断をお願いいたします。 ・医療機関での検査や検査キットによる自己検査についても、お子さん本人や保護者の意向による実施となりますので、学校から求めることはありません。
10 その他	・個別に配慮を必要とするお子様については、別途対応します。いつでも学校（2-2425 教頭）までご相談ください。 ・感染状況等によって、上記の対応について変更がある場合は、その都度お知らせします。